

令和6年度

地域整備方向検討調査
中田二期地域単位用水量調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 地域整備方向検討調査中田二期地域単位用水量調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、地域整備方向検討調査中田二期地域に係る用水計画策定のため単位用水量調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、岩手県一関市及び宮城県登米市地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) から c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

（担当技術者）

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（参考図書）

第2－1条 本作業の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次によるものとする。なお、最新のものを使用するものとする。

番号	名 称	発行所	制定（改訂） 年 月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	（社）農業土木事業協会	平成5年5月

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸与資料	数量
1	河川法第95条協議 国営中田地区用水 河川協議図書（平成30年3月28日付け同意）	1式
2	令和4年度 地域整備方向検討調査 中田二期地域営農計画調査その他業務 報告書	1式

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-1条、第2-2条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 この業務における作業項目は次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。

【作業項目表】

作業項目	数量	備考
1. 準備作業	1式	
2. 単位用水量調査	1式	
3. 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (3) 現地調査にあたっては、施設管理者と調整のうえ行うものとする。
- (4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (5) 第2-1条、第2-2条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領（農林水産省 web サイト参照）」によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（単位用水量調査の中間整理段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

(2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合

(2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合

(3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合

(4) 履行期間の変更が生じた場合

(5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合

(6) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

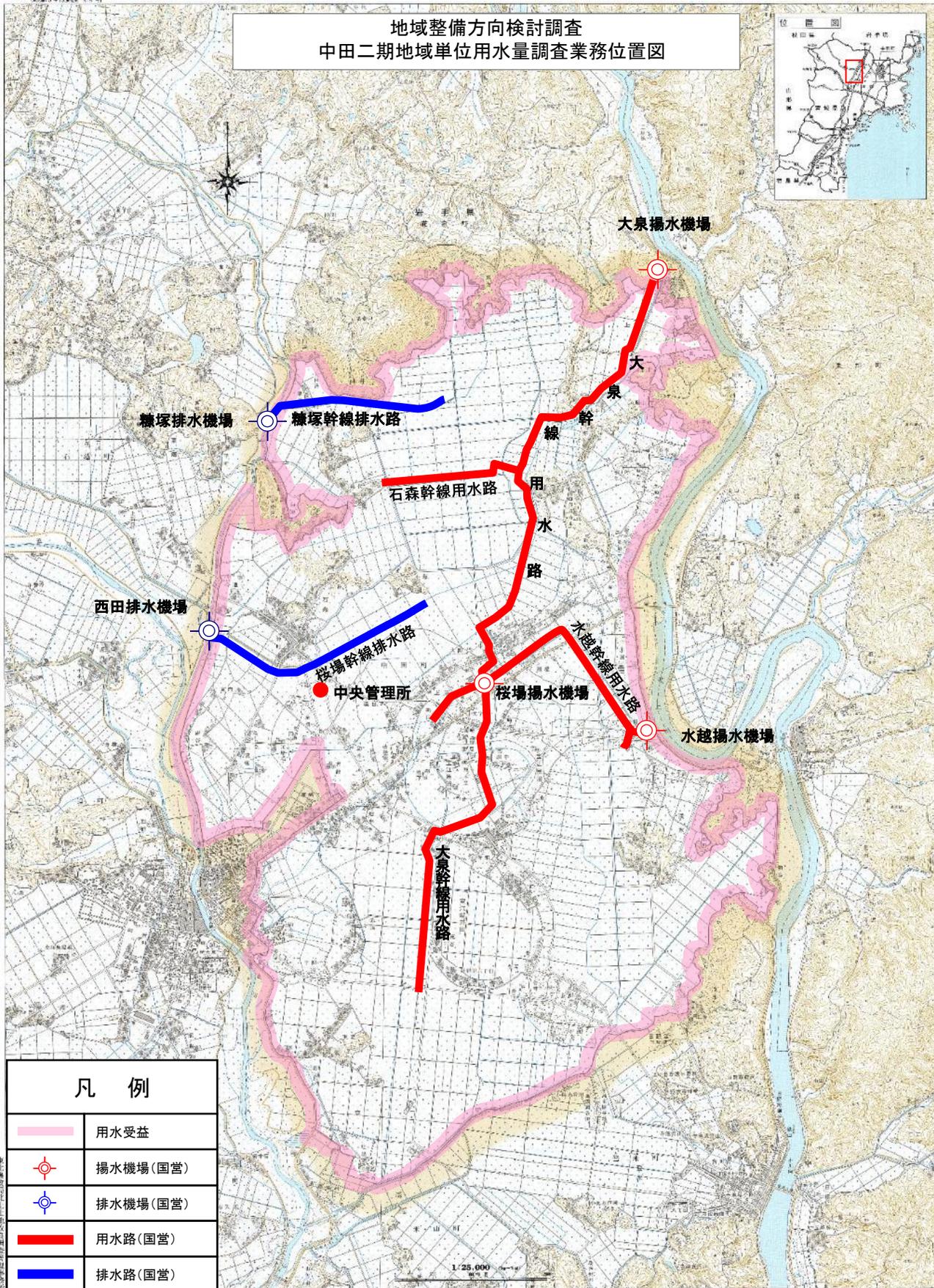
別紙 1

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
2. 単位用水量調査		
2-1. 代かき用水量調査	調査対象水田に代かき用水量測定機材（パーシャルフリューム、圧力式水位計）を設置し、代かき期間におけるほ場への流入量を計測する。 また、代かき終了後は速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：6地点 測定時期：4/26～5/10（代かき期間） 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。 なお、パーシャルフリューム及び圧力式水位計3台は発注者より貸与、また、圧力式水位計3台、データ回収用のデータコレクタは本業務にて購入する。	○
2-2. 減水深調査	調査対象水田に水田用水位計（圧力式水位計）を設置し、日減水深の測定を行うとともに、データロガーに記録されたデータを回収する。また、落水後は速やかに測定機器を撤去する。 なお、データ回収に当たっては、計器が正常に稼働しているか確認し、必要に応じて電池交換を行う。 調査地点：6地点 測定時期：5/11～9/10（田植え後普通期） データ回収時期（5、6、7、8月、機器撤去時） 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。 なお、水田用水位計（圧力式水位計）及びデータコレクタは2-1で使用したものを活用する。	○
2-3. 土壌調査	畑利用されている調査対象水田において、土性区分、色調、腐植含有量、礫含有量、ち密度（硬度）について観察を行い、土壌断面図を作成する。 調査地点：3地点	○
2-4. 土壌水分特性調査	畑利用されている調査対象水田において、各層毎に土壌サンプル採取し土壌水分特性を調査する。 【24時間容水量～生長阻害水分点までの水分量（TRAM）とpF水分曲線を作成。（実測によるキャリブレーションを含む）】 調査地点：3地点（1地点当たり4層）	○
2-5. 畑地水分調査	畑利用されている調査対象水田に測定機器（土壌水分計）を設置し、土壌水分の測定を行うとともにデータロガーに記録されたデータの回収と整理を行う。 また、かんがい期間終了後速やかに測定機器を撤去する。 調査地点：3地点（1地点当たり4層）	○

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実 施 欄
	測定時期：5/1～9/5 データ回収時期（5、6、7、8月、機器撤去時） 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上 決定する。 なお、測定機器は本業務にて購入する。	
2-6. 調査結果とりまとめ	作業項目2-1から2-5までの調査結果をとりまとめる。 記載様式については、監督職員と協議の上決定する。	○
3. 点検とりまとめ	成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行 う。	○

地域整備方向検討調査
中田二期地域単位用水量調査業務位置図



凡例	
	用水受益
	揚水機場(国営)
	排水機場(国営)
	用水路(国営)
	排水路(国営)

1/25,000

国土院提供の地形図を基に作成した図である。

国土院提供の地形図を基に作成した図である。